

大分大学大学院福祉健康科学研究科附属地域共生社会研究拠点細則

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院福祉健康科学研究科規程（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第1号。以下「研究科規程」という。）第5条第3項の規定により、研究科規程第5条第1項に規定する附属施設（以下「附属施設」という。）における研究及び連携の推進を図り、地域共生社会に関する教育研究の拠点としての役割を果たすことを目的として設置する、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属地域共生社会研究拠点（以下「拠点」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 拠点は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 附属施設における教育研究支援に関すること。
- (2) 附属施設の連携推進に関すること。
- (3) その他拠点長が必要と認める事項

(拠点長)

第3条 拠点到拠点長を置く。

- 2 拠点長は、大学院福祉健康科学研究科長をもって充てる。
- 3 拠点長は、拠点の業務を掌理する。

(構成)

第4条 拠点は、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 拠点長
- (2) 大学院福祉健康科学研究科（以下「研究科」という。）担当の教員のうち、研究科長が指名する者
- (3) その他研究科長が必要と認める者

(運営委員会)

第5条 拠点の管理運営に関する基本方針を審議するため、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属地域共生社会研究拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 拠点に関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、拠点に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。